

山形県公報

令和元年11月26日 (火) 第59号

毎週火・金曜日発行

	目	<u></u>					
	告	示					
○県議会定例会の招集				(財 政	課)	713
○山形県県税規則の規定に基づく県税証	紙取扱銀行の指定	È		(税政	課)	同
○指定居宅サービス事業者の指定			(村山総	合支庁地域	健康福	祉課)	714
○指定居宅サービス事業者の指定に係る	事業の廃止		(同)	… 同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合				冨祉サービ	ス		
事業者の指定			(同)	… 同
○同			(置賜総	合支庁地域	保健福	祉課)	… 同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合	的に支援するため	りの法律による指	定障害	冨祉サービ	ス		
事業者の指定に係る事業の廃止			(同)	715
○土地改良区の役員の退任の届出			… (庄)	内総合支庁	農村計	画課)	… 同
	教育委員会	会関係					
	告	示					
○山形県教育委員会11月定例会の招集…							同
	公	告					
○特定非営利活動法人の定款変更の認証							
○県営住宅入居者の一般公募		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	(置賜総合	支庁建	築課)	716
	<u>告</u>	汞					
山形県告示第465号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第10	01条第1項の規定	こにより、山形県	;議会定位	列会を令和	元年12	月3	日山形市
に招集する。							
令和元年11月26日							
		山形県知事	吉	村	美	栄 -	子
山形県告示第466号							
山形県県税規則(昭和29年6月県規則第	342号)第41条の 2	2の規定に基づき	、県税	証紙取扱銀	行を次	のと:	おり指定
し、昭和43年7月県告示第485号は廃止する							
令和元年11月26日							
		山形県知事	吉	村	美	栄 -	子
名 称 所	在地	•	•	指定年月日			
	三丁目1番2号		令	和元年10月			
	一·丁目9番7号		••	"	•		

山形県告示第467号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	指定年月日
株式会社結	ゆいケア 東根市温泉町二丁目2番20号	通	所	介	護	令和元. 10. 28

山形県告示第468号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	廃止年月日
	クオリティケアサポートセンター渋谷別					
有限会社渋谷別館	館	通	所	介	護	令和元. 10. 31
	東根市温泉町二丁目2番20号					

山形県告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	定 員	指定年月日
株式会社ソーシャルトライ	就労継続支援B型事業所む すび	就労継続支援(B	20名	令和元.11.1
寒河江市大字寒河江字塩水 6番 地の 1	寒河江市大字寒河江字塩水 4番地の1	型)	2014	[7] [7] [7] [7]

山形県告示第470号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	定員	指定年月日
有限会社なごみの部屋 米沢市門東町二丁目8番38号	なごみ~る 米沢市門東町二丁目8番38 号	就労継続支援(B型)	20名	令和元. 11. 15

山形県告示第471号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
有限会社なごみの部屋	まなびやなごみ~る	赴 	△f□二 11 14
米沢市門東町二丁目8番38号	米沢市門東町二丁目8番38号	就 労 移 行 支 援 	令和元. 11. 14

山形県告示第472号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、月光川土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

令和元年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事	の別		氏	名		住	所
理	事	齋	藤	育	夫	飽海郡遊佐町増穂字軒本19番地	

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。 令和元年11月26日

> 山形 県 教 育 委 員 会 教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和元年11月27日(水) 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8番1号 山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について
- (3) 山形県文化財保護条例第31条第1項の規定による山形県指定史跡の指定について
- (4) 山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日 令和元年11月13日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人プチュナイテッドアスリートクラブ

- (2) 代表者の氏名
 - 荒木 のぞみ
- (3) 主たる事務所の所在地 山形市飯田三丁目2番12号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、フットサル及びスポーツ活動のため、指導・育成、指導者の養成、施設の設置・管理及び運営、スポーツ・文化に関する事業を行い、フットサルを中心とした、生涯スポーツ・生涯学習の実現、総合型地域スポーツクラブの発展と地域コミュニティの確立及び活性化に寄与すること、子どもの健全育成の精神に基づき、子どもの生活環境の維持の援助及び生活困窮者の子どもに対する各種援助をすること、発達障害をはじめとする各種障がい者等に対する生活環境維持及び就労サポート等の地域包括ケアをすることにより、社会教育等の推進を図り、みんなが住みよい街づくりをすることに寄与することを目的とする。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年11月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

亩 翢 □ 巨 声声 承 承 ĪΠ 油 攉 の家賃 金 尔 汌 に相当 42 $\stackrel{\sim}{\boxplus}$ 敷 3 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 800 009 400 800 42,900 47,40047,400 009800 100 200009 50050046, 38, 25, 42, 25, 26, 30, 42, 月000, 500200 000 000 000 400 200 200 000 800 800 400 100 100 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 37, 37, 40, 33, 41, 41, 44, 22, 22, 23, 23, 23, 26, 37, 賃 出000 500 900 800 500 500 400400 800 800 100 900 900 500100 収入が139, 0 を超え158, 0 以下の者 19, 35, 28, 38, 19, 20, 23, 32, 35, 35, 20, 20, 32, 32, 出000 800 400 900 800 400 200 200 900 400 500800 800 400800 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 31, 31, 17, 17, 25, 31, 34, 17, 28, 18, 18, 20, 28, 28, 収入が104,000円 V を超え123,000円 以下の者 ₩ 500 400 800 800 100 000 000 009 100 100 900 200 200 200 15, 15, 16, 27, 27, 30, 15, 16, 17, 27, 25, 22, 25, 25, 収入が 104,000円 以下の者 800 400 000 14,000 000 21,800 800 21,800100 100 100 000 500 500 24, 13, (14, (24, 19, 26, 13, 13, 23, 15, 21, 特定目的用 (高齡·身障者用) 般用 般用 尔 <u>1</u>= <u>[</u>[[] <u>|</u> <u>1</u>= <u>[</u>[[] ĪĒ <u>|</u> <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> <u>1</u>= 10 \boxtimes 1 募 数 \mathfrak{C} $^{\circ}$ 4 $_{\rm Cl}$ $_{\rm Cl}$ \mathfrak{C} 公正 1戸当たり 住戸専用 面 積 0 9 9 _ 0 $^{\circ}$ 0 0 9 \sim _ \sim $^{\circ}$ ²方メー| 74.0 容 74. 74. 54. 75. 60. 54. 55. 55. 55. 58. 68. 68. 68. 住宅形式 \mathbb{X} \times \mathbb{X} 期 О \Box О 10 <u>1</u>п′ ĪĒ 10 ĺΠ ĺΠ <u>[[</u> ĪĒ 10 <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> 米沢市太田町五 丁目1-10 五十 臣 中央七丁 旨 通町八丁 111 型 \blacksquare \mathbb{H} 及馬-96 ш + 1 -95在 111 ┿ 43 10 77 <u>[</u>[[] ĪĒ 10 ĺΠ <u>1</u>п $_{\circ}$ \mathfrak{O} 詽 $^{\circ}$ $^{\circ}$ $_{\rm Cl}$ Ŋ 国 658 901 <u>1</u> ፱ Ⅲ 匝皿 営住宅の名称 成島アペー 号 % アパー 1 米沢中央7 -ト1号 :田町ア/ 号 苓 S 玉の木ア 無中 豆 ΠÞ 無中 Ш \blacksquare 中 中 中 10 $_{\circ}$ <u>1</u>п′ $^{\circ}$ $\overline{\mathbb{K}}$ ⊕ ← 3 4 春号 河一 E % 名 က 业 匠一 匠ぐ <u></u> 」 ĪΠ ĪĒ 10 ĪΠ ĪΠ \vdash

巨									直角直
44, 400	44, 400	45, 700	49, 800	50, 000	50, 000	46,800	47, 400	31, 100	38, 000
38, 500	38, 500	39, 600	43, 100	43, 300	43, 300	40, 500	41,000	27, 000	32, 900
33, 700	33, 700	34,600	37, 700	37, 900	37, 900	35, 500	35, 900	23, 600	28, 800
29, 800	29, 800	30, 700	33, 500	33, 600	33, 600	31, 400	31,800	20, 900	25, 600
26, 100	26, 100	26, 800	29, 300	29, 400	29, 400	27, 500	27, 800	18, 300	22, 300
22, 600	22, 600	23, 200	25, 300	25, 400	25, 400	23, 800	24, 100	15,800	19, 300
ĪĒ	特定目的用 (高齡·身障者用)	一般用	匝	匝	恒	叵	恒	恒	恒
1		23	23		П	23	4	2	н
68.8	68.8	6.69	75.4	75.4	75.4	72.9	72.9	59.3	67.4
恒	匝	匝	匝	匝	叵	恒	叵	叵	叵
匣	匝	匝	正	□	П	同 相生町7 65	П	南陽市三間通 1229-1	東置賜郡川西町 大字中小松3017 -1
同 2 号	匝	同 3号	同 4号	同 5号	同 6号	同 相生アパー ト2号	回 3 号	同 桜木アパー ト2号	同館な北アパート

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法
 - (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
 - (2) 募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。
- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 令和元年12月2日から同月6日までの午前10時から午後5時まで ただし、郵送の場合は、令和元年12月6日までの消印のあるものに限り有効とする。

令和元年11月26日(火曜日)	山	形	県	公	報	第59号
(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出 米沢市金池七丁目1番50号	 先					
県営住宅指定管理者 株式会社西王 5 入居の時期 令和2年2月上旬	不動産	置賜事	事務所			